

平成二十年十一月二十日提出  
質問第二六三号

外務省による国際機関への拠出金放置に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省による国際機関への拠出金放置に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七〇第一八一号）を踏まえ、再度質問する。

- 一 国連等の国際機関に設けられ、我が国が一九九〇年から二〇〇二年の間に資金を拠出した基金のうち、活動目的を終えて閉鎖された十の基金の残余金（以下、「残余金」という。）の返金手続等を外務省が怠り、計約三億五千万円が放置されていたことが会計検査院の調査で判明したことにつき、「前回答弁書」で外務省は、「会計検査院による検査の過程においては、外務省総合外交政策局国連企画調整課が、国際連合事務局及び外務省関係部局等と連携しつつ調査を行い、平成十九年度決算検査報告において指摘された十の信託基金すべてについて、国庫返納又は他の基金への振替に関する手続を行っており、一部については既に完了したところである。また、それら以外の国際連合の信託基金についても、その役割を終えたものを精査し、整理を促進するように国際連合事務局に働きかけているところである。」と答弁している。では、右答弁にある「残余金」の返金手続は、いつまでに全て完了する予定でいるのか、具体的に説明されたい。
- 二 今回明らかになった「残余金」の不手際について「前回答弁書」で外務省は「かかる調査の結果を踏ま

え、外務大臣から事務当局に対し、このような事態が発生したことは遺憾であり、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。」と答弁しているが、そもそも「残余金」の不手際が発生したのはなぜか。

三 二の答弁は、「残余金」の不手際について、中曽根弘文外務大臣より注意喚起を行ったのみで、具体的に誰かに対して処分を下した訳ではないということか。

四 二の答弁に関し、外務省として具体的にどのような方策をもって再発防止を徹底する考えでいるのか説明されたい。

右質問する。